

# 札幌市公共施設等景観デザインガイドライン（素案）に関するご意見の概要及びこれに対する札幌市の考え方

公共施設等景観デザインガイドライン素案に関して市民の皆様からご意見をいただくために、平成 19(2007)年 11 月 15 日～12 月 14 日までの 30 日間、パブリックコメントを実施いたしました。

いただきましたご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方をご報告いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見につきましては、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、意見の概要として示しておりますことをご了承ください。

## 1 意見募集実施の概要

- (1) 意見募集期間  
平成 19(2007)年 11 月 15 日～12 月 14 日までの 30 日間
- (2) 意見募集方法  
素案（パブリックコメント用概要版）の配布、素案の閲覧及びホームページへの掲載により市民意見を募集
- (3) 資料配布方法、配布数  
区役所、区民センター、市民まちづくり局都市計画部地域計画課等で配布等 1,000 部

## 2 意見者数等

- (1) 意見者数 4 名
- (2) 意見数 14 件

## 3 意見の内訳

本編の構成	件数
第 1 章 なぜ、景観デザインなのか	0 件
第 2 章 「さっぽろ」らしい景観デザイン	0 件
第 3 章 景観デザインのアプローチ	0 件
第 4 章 公共施設等の景観デザイン	13 件
第 5 章 景観デザインふり返しシート	1 件
その他	0 件
総 数	14 件

#### 4 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

	意見の概要	札幌市の考え方
1	各施設で図と地の説明が分かりにくいところがあった。例えば、図の道路と地の道路がセットとなって、表現されていると分かりやすい。(1件)	本編では、地と図の写真の例をそれぞれの説明を加えながら明確に分けるとともに、対比できるように並列して記載しています。 しかしながら、文章表現等で説明が十分でないところもありますので、よりご理解を深めていただくため、さらに分かりやすくなるよう表現を見直します。
2	図について、際立たせたいということは、目立つことにつながり、統一性のある景観をつくり出すためには不要である。地の概念を広げ、統一性と周囲との調和を重点におき、将来像を決め、その将来像をつくりだすデザインは可とし、既存の景観の統一性を乱すものは、排除する。これにより、場所の統一性と時間的な連続性が保持される。(1件)	本編では、都市や地域の基盤となるものを「地」とし、多くの人が集まったり、地域のランドマークとなるなど都市や地域のイメージをつくる大きな役割を果たすものを「図」として位置づけています。 「地」のデザイン手法は、全ての公共施設等が備える基本的な事柄であり、「図」のデザインを行うときは、「地」のデザイン手法である街なみとの調和や地形等への配慮などを踏まえて計画することとしており、これによりメリハリのある札幌らしい個性的で魅力的な街なみ形成が図られると考えています。
3	「公園・緑」となっているが、「緑」は植物自体を意味する場合もある。このガイドラインではオープンスペースである「緑地」の意味で使用しているようなので、「公園緑地」とするほうがよい。(1件)	ご意見のとおり、表現を修正いたします。
4	公園の設計は「機能」と「景観」の調和から成り立っているのですが、景観について基本的な考え方に触れる分には良いが、細部に触れていくと公園設計論に入り込み、ガイドラインの主旨が分からなくなる。特にチェックポイントは何の為か分からなくなっている。(1件)	このガイドラインは、第1章から第3章までは、公共施設等における景観デザインの方向性や考え方を示し、第4章では、具体的なデザイン手法を示したものでありますので、設計の際に生かしていただきたいという主旨です。
5	「図」の公園・緑の例の中で、「都市全域や市域外を対象とする・・・」と記述されているが、札幌市の都市公園で市域外を対象としている公園は存在しない。正確には、「都市全域を対象としており、市域外からの利用者も多い・・・」であろう。(2件)	ご意見のとおり、表現を修正いたします。

6	<p>「地」の公園緑地はプライベート性が高く、「図」の公園緑地はパブリック性が高いという記述は、言葉としてはおかしい。「地」の公園もパブリックなものである。(1件)</p>	<p>プライベート性及びパブリック性という表現を用いず、修正いたします。</p>
7	<p>「緑を有効に活用する」の事例として、「畑」としての利用が挙げられているが、誤解を生じさせる事例である。(1件)</p>	<p>より身近な緑を感じていただく為の事例として掲載いたしましたが、公園の緑を有効に活用するという点から誤解を招く為、収穫という表現を削除いたします。</p>
8	<p>ニセアカシアは、札幌らしい景観を形成する上で必然性がない。また、管理育成や安全対策上の問題や在来種の生態系保全などの理由により、ニセアカシアに言及する記載事項は、全て削除すべきである。(1件)</p>	<p>ニセアカシアは、開拓の時代に材が堅く農具になることから植えられたといわれており、札幌の街の歴史を物語る大切な景観資源の一つとなっています。</p> <p>開拓時代からの遺産が景観的特徴となっている地域では、ニセアカシアや望郷樹として植えられたライラックなどが札幌らしい景観要素と根付いているため、これらと共生した景観形成を図る必要があると考えています。記載につきましては、管理育成や生態系の保全を踏まえ更にわかりやすく修正いたします。</p>
9	<p>P51, 53の「がっかり事例」は、景観デザインのがっかり事例というよりは公園設計のがっかり事例ではないか。(2件)</p>	<p>景観的視点から、公園の周辺地域への配慮等の事例として掲載しています。</p>
10	<p>「地」の公園の遊具であれば、動物や植物などのイメージの直喩的表現はありうるのではないか。(1件)</p>	<p>安易に直喩的表現をするのではなく、公園周辺の景観との調和に配慮したデザインが望まれます。景観デザインを行う時には、場所性を踏まえつつ公園全体のイメージを大事にさせていただきたいと考えます。</p>
11	<p>百合が原公園や旭山記念公園などの“庭園や展望など、特定のテーマを持つ公園”は「テーマの過度な表現は控える」と記述されているが、意味不明。(1件)</p>	<p>特定のテーマを持つ公園は、テーマの見せ方を工夫することが大切になるという意味でありますので、分かりやすい表現に修正いたします。</p>
12	<p>いつ誰が実施するチェックシートなのか。設計時であれば維持管理の記述の仕方が違う。(1件)</p>	<p>チェックシートは、景観デザインの質の向上を図るために、設計、施工、運営管理まで各場面で活用していただきたと考えています。なお、維持管理の記述につきましては、各施設共通の項で評価していただけますので、個別評価から削除します。</p>

## 5 その他

札幌市公共施設等景観デザインガイドラインパブリックコメントの実施結果は、札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観ホームページでも公表しています。

ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/keikan/>

## 6 札幌市公共施設等景観デザインガイドラインの図書の縦覧

札幌市公共施設等景観デザインガイドラインの図書につきましては、市民まちづくり局都市計画部地域計画課窓口（札幌市役所本庁舎 5階）、市政刊行物コーナー（札幌市役所本庁舎 2階）、各区役所において、縦覧しております。

<お問い合わせ先>

札幌市市民まちづくり局

都市計画部地域計画課都市景観係

札幌市中央区北1条西2丁目札幌市役所本庁舎5階

電話 011-211-2545

市政等資料番号

02-A01-07-1219